

## 野沢温泉村友好交流事業補助金交付要綱

平成28年3月16日

要綱第5号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、村が姉妹都市及び友好都市の協定を締結した国内の自治体（以下「交流自治体」という。）との住民同士の交流を促進し、相互理解と友好を深め、お互いの地域活力の向上を図るため、住民が実施する交流事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、野沢温泉村補助金等交付規則（昭和42年野沢温泉村規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村内に事務所又は活動拠点がある団体
- (2) 5名以上の村民で構成される団体又はグループ
- (3) その他村長が認めたもの

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、交流自治体を訪問し、文化、産業、地域振興、防災、教育、スポーツ、福祉等に係る活動を通じて交流自治体の住民と親善交流を行う事業で、村民5名以上が参加する事業とする。ただし、次のいずれかに該当する事業は補助対象事業としない。

- (1) 村等の他の補助金等の対象となる事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 旅費（交通費及び宿泊費）
- (2) 燃料費
- (3) 使用料及び賃借料
- (4) 消耗品費
- (5) その他村長が必要と認める経費

2 前項の規定に関わらず、食糧費及び交際費は補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額又は参加村民1人につき大人（満12歳以上）5千円、こども（満3歳以上12歳未満）3千円の単価を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 同一年度における同一団体又は同一人に対する補助は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野沢温泉村友好交流事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、事業実施の10日前までに村長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要
- (2) 収支計画書
- (3) 参加者名簿
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、野沢温泉村友好交流事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該決定を受けた事業計画を変更しようとするとき、又は当該交流事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに野沢温泉村友好交流事業変更等承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、村長が認める軽微な変更については、この限りではない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該事業の変更又は中止若しくは廃止を認めたときは、野沢温泉村友好交流事業補助金交付決定変更等通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業が完了したときは、野沢温泉村友好交流事業実績報告書（様式第5号）により、速やかに当該事業の実績を村長に報告しなければならない。

(補助金の額の決定)

第10条 村長は、前条の規定により実績報告を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、野沢温泉村友好交流

事業補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 補助金の額の決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、野沢温泉村友好交流事業補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第12条 村長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたと認めるときは決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

野沢温泉村友好交流事業補助金交付申請書

年　月　日

(提出先)

野沢温泉村長

申請者名

代表者名

印

住　所　　野沢温泉村大字

電　話

野沢温泉村友好交流事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、  
下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業の目的及び効果

3 関係書類

- (1) 事業概要
- (2) 収支計画書
- (3) 参加者名簿
- (4) その他

様式第2号（第7条関係）

野沢温泉村指令 第 号

補助金交付決定通知書

申請者名

代表者名 様

年 月 日付けで申請のあった野沢温泉村友好交流事業補助金について、  
下記のとおり条件を付して交付することを決定したので通知する。

記

1 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 条件

- (1) 申請内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を報告すること。
- (2) 事業完了後は速やかに、野沢温泉村友好交流事業実績報告書（様式第5号）  
により、当該事業の実績を村長に報告すること。
- (3) 野沢温泉村補助金等交付規則（昭和42年規則第5号）を遵守すること。

年 月 日

野沢温泉村長

印

様式第3号（第8条関係）

野沢温泉村友好交流事業変更等承認申請書

年　月　日

(提出先)

野沢温泉村長

申請者名

代表者名

印

住　所　　野沢温泉村大字

電　話

年　月　日付け　野沢温泉村指令第　号で補助金の交付決定を受けた  
野沢温泉村友好交流事業補助金について、下記のとおり計画の変更等（変更・中  
止・廃止）を承認願いたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更等を必要とする具体的な理由

2 変更等の内容

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 変更前補助金交付決定額 | 円 |
| (2) 変更後補助金申請額   | 円 |

3 関係書類

- (1) 変更後事業概要
- (2) 変更後收支計画書
- (3) 参加者名簿
- (4) その他

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

野沢温泉村友好交流事業補助金交付決定変更等承認通知書

申請者名

代表者名 様

野沢温泉村長 印

年 月 日付けで変更等（変更・中止・廃止）承認申請のあった野沢温泉村友好交流事業補助金について、申請内容を審査した結果、これを適当と認めたので通知します。

記

1 変更後補助金交付決定額

円

様式第5号（第9条関係）

野沢温泉村友好交流事業実績報告書

年　月　日

(提出先)

野沢温泉村長

申請者名

代表者名

印

住　所　野沢温泉村大字

電　話

年　月　日付け　野沢温泉村指令第　　号で補助金の交付決定を受けた  
野沢温泉村友好交流事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告しま  
す。

記

1 補助金交付決定額

円

2 関係書類

- (1) 事業結果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 参加者名簿

様式第6号（第10条関係）

野沢温泉村達 第 号  
年 月 日

申請者名

代表者名 様

野沢温泉村友好交流事業補助金確定通知書

年 月 日付野沢温泉村指令 第 号で補助金交付決定のあった  
野沢温泉村友好交流事業補助金の額を 円と確定する。

年 月 日

野沢温泉村長 印

様式第7号（第11条関係）

野沢温泉村友好交流事業補助金交付請求書

年　月　日

(提出先)

野沢温泉村長

申請者名

代表者名

印

住　所　　野沢温泉村大字

電　話

野沢温泉村友好交流事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	
支店・支所名	
預金種別	普通　・　当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	